

【参 考】

地球温暖化対策計画 抜粋

(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)

第 3 節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

2030年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する温室効果ガス別その他の区分ごとの目標を以下のように設定する。

1. 温室効果ガス

二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF_6)、三ふっ化窒素 (NF_3) を削減の対象とし、温室効果ガス別に以下のとおり 2030年度における排出抑制に関する目標を設定する。

(1) エネルギー起源二酸化炭素

我が国の温室効果ガス排出量の約 9 割を占めるエネルギー起源二酸化炭素については、統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及びエネルギー転換部門の 5 部門に分けることができ、対策・施策の効果もこの部門ごとに見ることができる。これらの各部門における将来の排出量の見込みは表 1 のとおりである。表 1 においては、我が国が一定の経済成長を遂げつつ、エネルギーの供給側における対策が所期の成果を上げ、かつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安を設定している。

エネルギー起源二酸化炭素については、2030年度において、2013年度比 25.0%減 (2005年度比 24.0%減) の水準 (約 9 億 2,700 万 t-CO_2) にする。

表 1 エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度の 各部門の 排出量の目安
エネルギー起源 CO_2	1,219	1,235	927
産業部門	457	429	401
業務その他部門	239	279	168
家庭部門	180	201	122
運輸部門	240	225	163
エネルギー転換部門	104	101	73

[単位：百万 t-CO_2]

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素については、2030年度において、2013年度比 6.7%減 (2005年度比 17.0%減) の水準 (約 7,080 万 t-CO_2) にすることを目標とする。

寝屋川市グリーン調達方針

寝屋川市グリーン調達方針

1. 意義及び目的

近年、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨等の地球環境問題や大量生産・大量廃棄型社会が引き起こす廃棄物問題などの環境問題を解決することが緊要の課題となっており、日常の生活や事業活動を見直し、循環型社会を構築していく必要がある。

国においては、平成12年5月に、グリーン購入に関する取り組みを推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を制定され、その中で、地方公共団体についても、環境負荷の少ない物品（以下「環境物品等」という）の調達の推進に努めることとされた。

我々の暮らしや経済活動を支える全ての製品やサービスが環境に対して何らかの負荷を与えており、その負荷を軽減することが求められていることから、日常使用する物品等については、環境物品等を積極的に購入・使用することを目的として本調達方針を定める。

2. 対象

この調達方針は、市の全ての事務事業を対象とする。

3. 基本原則

市は次の原則により製品を購入することとする。ただし、環境物品等の調達推進を理由として、環境物品等の調達量の増加を招かないように、必要性を考慮し、適正量を調達するものとする。

- (1) 「エコマーク商品」((財)日本環境協会作成)、「グリーン購入ガイドブック」(グリーン購入ネットワーク作成)、「グリーンマーク商品」((財)古紙再生促進センター)等を参考にすること。
- (2) 使用中に、資源やエネルギーの消費量が少ない製品であること。
- (3) 再生材料を使用していること。
- (4) 再生しやすい材料や部品、設計となっていること。
- (5) 廃棄されるとき処理や処分が容易な製品であること。

4. 品目

この調達方針の適用品目は別紙に掲げるものとし、率先して購入する。また、そのうち重点的に調達を推進する物品（「特定調達物品」という）については、年度ごとに目標を定め調達を推進する。

なお、別表に掲げるもの以外の製品についても、基本原則に沿って環境物品等の購入に努める。

5. この調達方針は、社会状況の変化等必要に応じて改定することとする。

附 則

- 1 このグリーン調達方針は、平成25年4月1日から実施する。

別 紙

(1) 用紙類

- ① コピー用紙については、総合評価値（※）が 80 以上であること。
- ② 印刷物の作成及び発注にあたっては、古紙配合率 50% 以上で白色度のより低い再生紙を使用すること。

(2) 文具類

- ① 「エコマーク商品」（（財）日本環境協会作成）、「グリーン購入ガイドブック」（グリーン購入ネットワーク作成）、「グリーンマーク商品」（（財）古紙再生促進センター）等を参考にすること。

(3) 衛生用紙類

- ① 古紙配合率 100% であること。
（100% の製品がない場合は、より多く配合していること）
- ② 白色度が低いこと。

(4) 事務機器・電気製品

- ① パソコン、ワープロ、コピー機等の事務機器は、省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入または購入すること。
- ② 空調設備、照明器具は省エネ型機器を購入すること。
- ③ 庁舎内の自動販売機は、消費電気のより少ないものを設置すること。

(5) 低公害車

- ① 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車又は国土交通省の低排出ガス認定車であること。

(6) 制服・作業服

- ① 再生 PET 樹脂由来の繊維を 25% 以上使用していること。
- ② 再生 PET 樹脂由来の繊維を 10% 以上使用していること、かつ、回収・リサイクルシステムを持っていること。
- ③ 植物を原料とする合成繊維を 25% 以上使用していること。

（※）総合評価値とは、古紙配合率、森林認証材・間伐材パルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方です。

別 表

特定調達物品（重点的に調達を推進する物品）及び目標

品 目	選 択 基 準	購 入 目 標 率
① コピー用紙	総合評価値が 80%以上	100%
② 文具類	「エコマーク商品」、「グリーン購入ガイドブック」、「グリーンマーク商品」等を参考にした調達	100%
③ 衛生用紙類	古紙配合率 100%	100%
④ 公用車（軽バン）	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車又は国土交通省の低排出ガス認定車	100%
⑤ 制服（冬服）及び作業服	① 再生 PET 樹脂由来の繊維を 25%以上使用 ② 再生 PET 樹脂由来の繊維を 10%以上使用し、かつ、回収リサイクルを有する。 ③ 植物を原料とする合成繊維を 25%以上使用	100%
⑥ クリーン業務課の収集作業従事者の作業用 T シャツ	再生 P E T 樹脂から得られるポリエステル 100%のもの	100%